

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の 処方に係る「選定療養費」に関するお知らせ

長期収載品の選定療養費とは、患者様が安価な後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を選択した場合に、一部の料金（選定療養費）を患者様が負担する仕組みです。

令和6年10月1日から導入され、院外処方（医療機関で処方箋を発行し、薬局で調剤される場合）と院内処方の両方で適用されますが、入院患者様は、対象外となります。

なお、ご不明な点がございましたら、厚労省から発行されているリーフレット等をご参照ください。

令和6年10月1日
茨城県立中央病院